



山形県公報

平成22年4月13日(火)
第2134号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……511
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………( 同 ) ……512
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………( 同 ) ……513
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定……………( 同 ) ……514
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……515
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 特定計量器の定期検査の実施……………(産業政策課) ……516
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) ……519
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森 林 課) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治活動のために寄附を受け又は支出することができないこととなった政治団体……………524

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(産業技術短期大学校) ……同

## 告 示

### 山形県告示第375号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称          | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|--------------------|----------------|------------|
| 医療法人社団松柏会 わかばクリニック | 山形市旅籠町一丁目7番23号 | 平成22. 3. 1 |

**山形県告示第376号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（第55条において準用する同法第49条）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称       | 開設者   | 指定施術機関の所在地           | 指定年月日      |
|-----------------|-------|----------------------|------------|
| 株式会社ふれあい在宅マッサージ | 長 沢 毅 | 山形市あさひ町19番13号 Sビル101 | 平成22. 3. 1 |
| 株式会社ふれあい在宅マッサージ | 豊 島 学 | 山形市あさひ町19番13号 Sビル101 | 同          |

**山形県告示第377号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称            | 指定医療機関の所在地 | 廃止年月日       |
|----------------------|------------|-------------|
| 医療法人社団松柏会 桜町わかばクリニック | 山形市桜町4番10号 | 平成22. 2. 28 |

**山形県告示第378号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称          | 施設又は実施する事業の種類                                 | 指定介護機関の所在地        | 指定年月日      |
|--------------------|-----------------------------------------------|-------------------|------------|
| デイサービスなごやか         | 介護予防通所介護                                      | 飽海郡遊佐町江地字中屋敷田3番地7 | 平成22. 3. 1 |
| 医療法人社団松柏会 わかばクリニック | 居宅療養管理指導                                      | 山形市旅籠町一丁目7番23号    | 同          |
| 介護療養型老人保健施設 木の実    | 介護療養型老人保健施設<br>通所リハビリテーション<br>介護予防通所リハビリテーション | 山形市旅籠町一丁目7番23号    | 同          |

|                |                  |            |   |      |
|----------------|------------------|------------|---|------|
| デイサービスセンターふれんど | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 酒田市古湊町9番8号 | 同 | 3.12 |
|----------------|------------------|------------|---|------|

## 山形県告示第379号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称            | 施設又は実施する事業の種類                                                                                     | 指定介護機関の所在地 | 廃止年月日       |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 医療法人社団松柏会 桜町わかばクリニック | 訪問看護<br>訪問リハビリテーション<br>居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導<br>介護予防訪問看護<br>介護予防訪問リハビリテーション<br>介護予防通所リハビリテーション | 山形市桜町4番10号 | 平成22. 2. 28 |

## 山形県告示第380号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社菊地組<br>米沢市直江町2番30号       | 指定障がい福祉サービス事業所やまぼうし<br>米沢市直江町2番30号 | 共同生活援助      | 平成22. 3. 30 |

## 山形県告示第381号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                    | 障害福祉サービスの種類      | 定員         | 指定年月日      |
|------------------------------|--------------------------------|------------------|------------|------------|
| 特定非営利活動法人すぎな<br>長井市森字和合654番地 | NPO福祉支援センターすぎな<br>長井市森字和合654番地 | 生活介護<br>就労継続支援B型 | 20名<br>20名 | 平成22. 4. 1 |

**山形県告示第382号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地     | 施設の名称及び所在地                        | 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類 | 入所定員                         | 指定年月日          |
|----------------------------------|-----------------------------------|------------------------|------------------------------|----------------|
| 社会福祉法人白鷹福祉会<br>西置賜郡白鷹町大字荒砥甲377番地 | 障害者支援施設白鷹陽光学園<br>西置賜郡白鷹町大字山口408番地 | 生活介護                   | 施設入所支援<br>80名<br>生活介護<br>80名 | 平成<br>22. 4. 1 |

**山形県告示第383号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類     | 指定年月日       |
|--------------------|----------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人かたばみ会        | 特定施設かたばみの家<br>酒田市北千日堂前字松境16番     | 特定施設入居者生活介護 | 平成22. 3. 30 |
| 社会福祉法人かたばみ会        | ヘルパーサービスかたばみの家<br>酒田市北千日堂前字松境16番 | 訪問介護        | 同           |

**山形県告示第384号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                                 | サービスの種類 | 指定年月日       |
|----------------|---------------------------------------------|---------|-------------|
| 企業組合労協センター事業団  | 企業組合労協センター事業団わかば居宅介護支援事業所<br>酒田市北新橋二丁目1番16号 | 居宅介護支援  | 平成22. 2. 16 |
| 株式会社 樫の木       | 居宅介護支援事業所 眺海<br>酒田市山寺字宅地159番地               | 居宅介護支援  | 同 3. 25     |

**山形県告示第385号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類             | 指定年月日       |
|----------------------|----------------------------------|---------------------|-------------|
| 社会福祉法人かたばみ会          | 特定施設かたばみの家<br>酒田市北千日堂前字松境16番     | 介護予防特定施設<br>入居者生活介護 | 平成22. 3. 30 |
| 社会福祉法人かたばみ会          | ヘルパーサービスかたばみの家<br>酒田市北千日堂前字松境16番 | 介護予防訪問介護            | 同           |

**山形県告示第386号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類          | 廃止年月日        |
|--------------------|----------------------------|------------------|--------------|
| 有限会社介護プラザすずらん      | 介護プラザスズラン<br>酒田市上安町三丁目7番12 | 福祉用具貸与<br>福祉用具販売 | 平成21. 12. 31 |

**山形県告示第387号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類     | 廃止年月日      |
|----------------|--------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社ニチイ学館      | ニチイケアセンター東泉<br>酒田市東泉町五丁目8番地10号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成22. 2. 1 |

**山形県告示第388号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類                          | 廃止年月日        |
|----------------------|----------------------------|----------------------------------|--------------|
| 有限会社介護プラザすずらん        | 介護プラザスズラン<br>酒田市上安町三丁目7番12 | 介護予防福祉用具<br>貸与<br>介護予防福祉用具<br>販売 | 平成21. 12. 31 |

**山形県告示第389号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                                  |                             |                 |             |
|----------------------------------|-----------------------------|-----------------|-------------|
| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの<br>種類 | 廃止年月日       |
| 社会福祉法人光風会<br>酒田市宮野浦三丁目20番1号      | グループホームつばさ<br>酒田市高砂二丁目2番24号 | 共同生活援助          | 平成22. 3. 31 |

## 山形県告示第390号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域       | 検査対象<br>特定計量器                                                                | 検査期日                     |                        | 検査場所        | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------|-------------|----------------------------|
| 天童市        | 計量法施行<br>令第10条に<br>規定する非<br>自動はかり<br>（表示部が<br>電気式のも<br>のを除く）、<br>分銅及びお<br>もり | 平成22年6月2日                | 午前10時から<br>正午まで        | 干 布 公 民 館   | 社団法人<br>山形県計量協会            |
|            |                                                                              | 同                        | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 山 口 公 民 館   |                            |
|            |                                                                              | 平成22年6月3日                | 午前10時から<br>正午まで        | 高 揃 公 民 館   |                            |
|            |                                                                              | 同                        | 午後1時30分から<br>午後4時まで    | 天童市農業センター   |                            |
| 平成22年6月4日  |                                                                              | 午前10時から<br>午後3時30分まで     |                        |             |                            |
| 東根市        |                                                                              | 平成22年6月9日                | 午前10時から<br>正午まで        | 小 田 島 公 民 館 |                            |
|            |                                                                              | 同                        | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 大 富 公 民 館   |                            |
|            |                                                                              | 平成22年6月10日               | 午前10時から<br>午後3時まで      | 神 町 公 民 館   |                            |
|            | 平成22年6月11日                                                                   | 午前10時から<br>午後3時まで        | 東 根 市 役 所<br>(北 側 車 庫) |             |                            |
| 尾花沢市       | 平成22年6月16日                                                                   | 午前10時30分から<br>午前11時30分まで | 宮 沢 地 区 公 民 館          |             |                            |
|            | 同                                                                            | 午後1時から<br>午後2時まで         | 玉 野 地 区 公 民 館          |             |                            |
|            | 同                                                                            | 午後2時30分から<br>午後3時30分まで   | 常 盤 地 区 公 民 館          |             |                            |
|            | 平成22年6月17日                                                                   | 午前10時30分から<br>午後3時まで     | 尾 花 沢 市 役 所 車 庫        |             |                            |
| 平成22年6月18日 |                                                                              |                          |                        |             |                            |
| 新 庄 市      | 平成22年6月23日                                                                   | 午前10時30分から<br>午後3時まで     | 新 庄 市 上 下 水 道 庁 舎      |             |                            |
|            | 平成22年6月24日                                                                   |                          |                        |             |                            |
|            | 平成22年6月25日                                                                   |                          |                        |             |                            |
| 最 上 町      | 平成22年7月2日                                                                    | 午前11時から<br>午後3時まで        | 中 央 公 民 館              |             |                            |

|            |                        |                         |                 |
|------------|------------------------|-------------------------|-----------------|
| 大蔵村        | 平成22年7月5日              | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 大蔵村中央公民館        |
| 鮭川村        | 平成22年7月6日              | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 鮭川村役場           |
| 戸沢村        | 平成22年7月7日              | 午前11時から<br>正午まで         | 角川農村改善センター      |
|            | 同                      | 午後1時30分から<br>午後3時まで     | 戸沢村役場           |
| 金山町        | 平成22年7月8日              | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 金山町役場           |
| 真室川町       | 平成22年7月9日              | 午前11時から<br>正午まで         | 釜淵地区総合施設        |
|            | 同                      | 午後1時30分から<br>午後3時まで     | 真室川町中央公民館       |
| 舟形町        | 平成22年7月12日             | 午前10時30分から<br>午後3時まで    | 舟形町中央公民館        |
| 鶴岡市        | 平成22年7月14日             | 午前11時から正午<br>まで         | 黄金コミュニティセンター    |
|            | 同                      | 午後1時30分から<br>午後2時30分まで  | 加茂コミュニティセンター    |
|            | 同                      | 午後3時から<br>午後4時30分まで     | 湯野浜コミュニティセンター   |
|            | 平成22年7月15日             | 午前9時30分から<br>午前10時30分まで | 三瀬コミュニティセンター    |
|            | 同                      | 午前11時から<br>正午まで         | 由良コミュニティセンター    |
|            | 同                      | 午後1時30分から<br>午後4時まで     | 鶴岡市農村センター       |
|            | 平成22年7月16日             | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで  | 出羽商工会大山支所       |
|            | 平成22年7月20日             | 午前10時30分から<br>午後4時まで    | 鶴岡市役所車庫棟        |
|            | 平成22年7月21日             | 午前9時30分から<br>午後4時まで     |                 |
|            | 平成22年7月22日             | 午前9時30分から<br>午後4時まで     |                 |
| 平成22年7月23日 | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで |                         |                 |
| 村山市        | 平成22年8月4日              | 午前10時から<br>午前11時30分まで   | 袖崎公民館           |
|            | 同                      | 午後1時から<br>午後3時まで        | 大高根公民館          |
|            | 平成22年8月5日              | 午前10時から<br>正午まで         | 大久保公民館          |
|            | 同                      | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで  | 村山市役所<br>(西側車庫) |
|            | 平成22年8月6日              | 午前10時から<br>午後3時30分まで    |                 |

|     |            |                        |                      |          |
|-----|------------|------------------------|----------------------|----------|
| 庄内町 | 平成22年8月18日 | 午前11時から<br>正午まで        | 庄内町役場清川出張所           |          |
|     | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 庄内町役場立川支所            |          |
| 鶴岡市 | 平成22年8月19日 | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで | 庄内町余目第二公民館           |          |
|     | 平成22年8月20日 | 午前9時30分から<br>午後3時まで    | 三川町役場車庫              |          |
|     | 平成22年9月2日  | 午前11時から<br>午後3時30分まで   | 羽黒体育センター             |          |
|     | 平成22年9月3日  | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで | 藤島地域スクールバス車庫         |          |
|     | 平成22年9月6日  | 午前11時から<br>午後3時30分まで   | 鶴岡市櫛引庁舎車庫            |          |
|     | 平成22年9月7日  | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 朝 日 庁 舎              |          |
|     | 平成22年9月8日  | 午後1時から<br>午後4時まで       | 鼠ヶ関青少年海洋センター         |          |
|     | 平成22年9月9日  | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 温 海 庁 舎              |          |
|     | 大石田町       | 平成22年9月10日             | 午前10時30分から<br>午後3時まで | 大石田町役場車庫 |

| 検査区域 | 検査対象<br>特定計量器                                     | 検 査 期 日                                           | 検 査 場 所                                 | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------|
| 鶴岡市  | 計量法施行<br>令第10条に<br>規定する非<br>自動はか<br>り、分銅及<br>びおもり | 自 平成22年5月14日<br>至 平成22年12月22日<br>(指定定期検査機関が指定する日) | 検査対象特定計量器の所<br>在場所又は指定定期検査<br>機関が指定する場所 | 社団法人<br>山形県計量協会            |
| 新庄市  |                                                   |                                                   |                                         |                            |
| 村山市  |                                                   |                                                   |                                         |                            |
| 天童市  |                                                   |                                                   |                                         |                            |
| 東根市  |                                                   |                                                   |                                         |                            |
| 尾花沢市 |                                                   |                                                   |                                         |                            |
| 大石田町 |                                                   |                                                   |                                         |                            |
| 金山町  |                                                   |                                                   |                                         |                            |
| 最上町  |                                                   |                                                   |                                         |                            |
| 舟形町  |                                                   |                                                   |                                         |                            |
| 真室川町 |                                                   |                                                   |                                         |                            |
| 大蔵村  |                                                   |                                                   |                                         |                            |



|     |  |  |  |
|-----|--|--|--|
| 鮭川村 |  |  |  |
| 戸沢村 |  |  |  |
| 三川町 |  |  |  |
| 庄内町 |  |  |  |

**山形県告示第391号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名       | 地 区 名    | 工事完了年月日    |
|-------------|----------|------------|
| 中山間地域総合整備事業 | たまにお東沢地区 | 平成22年3月29日 |

**山形県告示第392号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
 山形市蔵王温泉字赤倉1121-1・1121-17・1131-2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、  
 1121-18から1121-20まで、字龍山1131-1、字トヤ沢1130-1、1130-9、字柳平763から766まで、1119、  
 字松保山1129-1（次の図に示す部分に限る。）、1129-2
- (2) 保安林として指定された目的  
 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
 イ 立木の伐採の方法  
 (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 ロ 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
 山形市大字山寺字初ヶ沢8395-1、8395-2、字中島平8396-1、8396-26、字五郎平8398-1（次の図に示す部分に限る。）、字葭原8399、字ブドウ沢8400-1
- (2) 保安林として指定された目的  
 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
 イ 立木の伐採の方法  
 (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市蔵王温泉字森ノ峯776、777
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市榎下字ホッカ沢山2289-2から2289-4まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市鶴脛町字愛宕947（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市狸森字狸森403-2、405-4、1642、1642-1、1643、1643-1から1643-4まで、2210-1、字浦山1641、字東平1640-1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市菖蒲字蛇沢663-丙、**字蛇ノ沢**665-乙、666-乙、667-1、667-2、668-乙、669-乙、670-2、**670-乙**、672-丙、673-乙、1860、1865、1866、1866-1、1867、1876、1877、1877-1、1878、**字笹ヶ平659-1**、659-乙、674-乙、1842、1842-乙、1843、1844、字切下1883
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市北町字澤1636-1、1652から1654まで、1654-内1、1655、1655-内1、1656、1656-内1、1657、1657-内1、1658、1658-内1、1659、1807、字沢1892から1894まで、十日町字沢789、790、790乙、二日町字澤464
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は、択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
天童市大字奈良沢字小水無下1698（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
天童市大字下荻野戸字南沢1943-18、1943-21から1943-26まで、字北沢1945-203から1945-206まで、字滝ノ沢1946、字仲沢1944-1、1944-2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東村山郡山辺町大字大蔵字松保3197-25、3197-43、3197-53から3197-55まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
寒河江市大字幸生字ウスナ沢1529、1530
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡河北町大字岩木字川東1807-4、1808-11
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 14 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字間沢字東股887-3・887-9・887-11（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、887-10、字若山888-355・888-416・888-436（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、888-417
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 15 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字入間字榎木平2315-1、2315-4、字西道2314-2、字庄六荒2311-4
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 16 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡朝日町大字立木字水上348、698、875-1、字沢向ヒ773-1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 17 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡朝日町大字立木字沢向ヒ227-1、字上ノ屋敷961-1、961-3
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 18 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
村山市大字白鳥字大畑2852、2856から2858まで、2858-1、2861、2863、2865、2868、2870、字笹平2880-1、2880-2、字宮沢2946、2948、2962
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成22年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出することができない団体となった。

平成22年4月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        |
|----------|--------|----------|-------------------|
| 川村ゆうじ後援会 | 川村祐嗣   | 川村清美     | 東置賜郡高島町大字高島1136の2 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成22年4月13日

山形県知事 吉村美栄子

- 申請のあった年月日  
平成22年3月10日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称  
特定非営利活動法人 チームZERO
  - 代表者の氏名  
菅 聡
  - 主たる事務所の所在地  
新庄市鳥越497番地5号
  - 定款に記載された目的  
この法人は、地域社会の人口維持及び活性化を図るため、地域の住民や事業者と連携して壮年期の年齢層を対象とした結婚活動の支援を行うとともに、地域の歴史文化の伝承、農林産物等の地域資源の商品化、遊休公共施設の有効活用等により、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年4月13日

山形県立産業技術短期大学校長 赤塚孝雄

- 落札に係る特定役務の名称及び数量

- 山形県立産業技術短期大学校日常設備管理業務委託 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立産業技術短期大学校総務企画課 山形市松栄二丁目2番1号 電話番号023(643)8431
  - 3 落札者を決定した日 平成22年3月18日
  - 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社山形ビルサービス 山形市大字志戸田550番地
  - 5 落札金額 10,445,400円
  - 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成22年1月29日

平成22年4月13日印刷  
平成22年4月13日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056